

総務委員会会議録

日時 令和2年3月9日(月) 開会時間 午前9時59分
閉会時間 午後2時30分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 乙黒 泰樹
副委員長 大久保俊雄
委員 桜本 広樹 早川 浩 杉山 肇 白井 友基
桐原 正仁 山田 七穂 卯月 政人 望月 利樹

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 鈴木 康之 防災局長 井出 仁 会計管理者 岡 雄二
人事委員会委員長 井出 與五右衛門 代表監査委員 小島 徹
選挙管理委員会委員長 中込 まさる
総務部理事 秋元 達也 総務部次長 渡邊 雅人 防災局次長 小澤 浩
総務部次長(人事課長事務取扱) 村松 稔
職員厚生課長 古屋 友広 財政課長 宮崎 正志 税務課長 今井 幸一
財産管理課長 雨宮 利之 行政経営管理課長 石原 洋人
市町村課長 村松 茂樹 情報政策課長 若尾 誠
防災危機管理課長 細田 孝 消防保安課長 若尾 哲夫
出納局次長(会計課長事務取扱) 平塚 幸美 管理課長 小林 司
工事検査課長 樋口 有恒
人事委員会事務局長 奥秋 浩幸 人事委員会事務局次長 藤原 鉄也
監査委員事務局長 中山 吉幸 監査委員事務局次長 佐野 俊一
議会事務局次長(総務課長事務取扱) 高野 雄司

議題

(付託案件)

- 第2号 山梨県教育委員会の職務権限の特例に関する条例制定の件
- 第3号 山梨県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件
- 第4号 地方独立行政法人法第十九条の二第四項の額を定める条例の件
- 第6号 山梨県部等設置条例中改正の件

- 第 7 号 山梨県行政機関等の設置に関する条例中改正の件
- 第 8 号 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件
- 第 9 号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件
- 第 10号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等中改正の件
- 第 11号 職員のサービスの宣誓に関する条例中改正の件
- 第 13号 山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例中改正の件
- 第 26号 山梨県辺地振興条例及び山梨県過疎地域振興条例廃止の件
- 第 42号 包括外部監査契約締結の件
- 請願第 2 - 3号 国に対し「消費税率 5 %への引き下げを求める意見書」の提出を求めることについて

(調査依頼案件)

- 第 27号 令和 2 年度山梨県一般会計予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の総額、同条第 2 項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第 3 条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第 4 条地方債、第 5 条一時借入金並びに第 6 条歳出予算の流用
- 第 29号 令和 2 年度山梨県災害救助基金特別会計予算
- 第 32号 令和 2 年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
- 第 33号 令和 2 年度山梨県県税証紙特別会計予算
- 第 34号 令和 2 年度山梨県集中管理特別会計予算
- 第 36号 令和 2 年度山梨県公債管理特別会計予算

審査の結果 付託案件について、第 2 号ないし第 4 号、第 6 号ないし第 11 号、第 13 号、第 26 号及び第 42 号については原案のとおり可決すべきものと決定した。請願については、継続審査すべきものと決定した。

調査依頼案件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。

審査の概要 午前 9 時 59 分から午後 2 時 30 分まで、途中、午前 11 時 54 分から午後 1 時 29 分まで休憩をはさみ、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係について審査を行った。

主な質疑等 総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係

※第 27 号 令和 2 年度山梨県一般会計予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の総額、同条第 2 項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第 3 条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第 4 条地方債、第 5 条一時借入金並びに第 6 条歳出予算の流用

質疑

(富士山噴火対策拠点検討事業費について)

早川委員 課別説明書の防の3ページです、上から4つ目、7の富士山噴火対策拠点検討事業費についてお伺いしたいと思います。この予算内容、富士山噴火のときに現地拠点のあり方について検討を行うという説明ですが、まず、そもそも現地拠点というのはどういうものなのか。どこに設置するとか、どんなものかということと、現在の状況をお伺いします。

細田防災危機管理課長 現地拠点はどのようなものかということですが、現地拠点であります、富士山の噴火が発生、あるいは噴火のおそれがあるという状況になりますと、県では災害対策本部を設置しまして、さらに現地に現地対策本部を設置いたしまして、国や市町村、警察、消防、自衛隊などの関係機関が集結し、緊密に連携をする中で各種情報の収集、共有、提供、また、住民の避難など応急対策を実施する活動拠点となります。噴火というのは、初動期から、推移によっては非常に長期化するというような場合もあります、そういった期間、その現地拠点というので活動を行うようになります。

現在、想定しております現地拠点であります、富士山に近い場所の県有施設であります富士吉田合同庁舎を予定しております。

早川委員 富士吉田合同庁舎が想定されているとのことですが、実は先日、総務委員会においてヘリコプターで、ハザードマップにまだ載っておらず、今度載る予定の雁ノ穴という噴火口の視察をしたのですが、想像以上に吉田の市内、合同庁舎に近いと感じました。あそこは溶岩流とかが流れる地域なので、現地拠点の機能を果たせないと思うのですが、富士吉田合同庁舎の機能を広げるのか、または、それ以外を検討するのか、今のままではまずいと思うので、こういった内容なのかお伺いしたいと思います。

細田防災危機管理課長 現地拠点につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、現地対策本部を設置しまして、そこで情報収集ですとか避難の応急対策を行うとともに、富士山の噴火活動、例えば先ほど御説明いただきました溶岩流、そういった影響を受ける可能性の少ないところである必要があります。富士山は、想定される火口の範囲がとても広くて噴火口が特定できないという特徴がありますが、議員御指摘のとおり、雁ノ穴噴火口周辺で噴火した場合には、短時間で富士吉田合同庁舎が噴火の影響を受けるという可能性もあります。このため、そういった場合であっても継続して応急対策が実施できるよう富士吉田合同庁舎のバックアップ機能、そういったものについても検討してまいりたいと考えております。

早川委員 これは検討の予算なので、具体的にはなかなか言えないと思うのですが、先ほど富士吉田合同庁舎、富士山から近過ぎてもだめだし、県庁から指令を行わなければならないなど、いろいろあると思います。この現地拠点にいろいろな機能を備えなければいけないと思うので、具体的にどんなことを検討会で話すのか、また、検討会のメンバーにつ

いて、現時点でわかる範囲で教えていただければと思います。

細田防災危機管理課長 委員御指摘のとおり、現地拠点、県の災害対策本部が県庁・本庁に設置されて、そこと現地とを結ぶところになりますので、その情報連絡、情報共有というのはしっかりできる場所であるとともに、現地に、被災地に近くて、しっかりと適切に応急対策がとれるという必要があります。そこで検討会では、どういう機能を富士山噴火時に備えるべきか、そういった機能について検討していただくほか、平時においても住民の皆様には火山防災に関する情報発信ですとか、市町村が行う計画策定や訓練実施の支援、そういったものについても検討していただく予定で考えています。そうしたことから、メンバーにつきましては、火山や防災に関する学識経験者のほか、国や市町村などの関係機関の方に参加していただく予定であります。

また、本県や静岡県などで構成されます富士山火山防災対策協議会におきましてハザードマップの改定が進められておりますけれども、こうした新たな知見を参考にしまして、噴火による被害をできる限り軽減するため、国、県、市町村が取りまとめるべき有事や平時の総合的な対策を取りまとめる予定でありますので、その現地拠点が核となってその対策を実施できるようにしていきたいと考えています。

早川委員 現時点では、こういった人物、固有名詞までは言えないということだと思うのですが、知事も火山に関して非常に力を入れていらっしゃいます。最後になりますが、先ほどの、平時の住民のということでしたが、よく本県の場合は、もちろん住民の安全も大切ですが、入れていただきたい視点が観光客とか外国人の人だと思うのです。それについて現地拠点でしっかり議論することが必要だと思うのですが、それを含めて最後にお伺いして終わります。

細田防災危機管理課長 議員御指摘のとおり、富士山噴火時における観光客や外国人に対する避難対策というのはとても重要な課題であります。そうしたことから、地域住民はもとより、観光客や外国人の対応についても検討してまいりたいと考えています。

(洪水に備えた市町村広域避難支援事業費について)

杉山委員 防の3ページの8番にあります、洪水に備えた市町村広域避難支援事業費というところでお聞きしたいと思います。

近年、毎年のように全国で洪水という被害があるのですが、そういった中でこの洪水に対する対策というのは非常に重要だと思います。そこで、この事業内容にあります、市町村の広域避難計画策定に向けた検討会、また、研修会の開催等とありますけれども、具体的な事業の内容を教えてくださいたいと思います。

細田防災危機管理課長 この事業の概要であります、市町村の洪水に備えた広域避難計画の策定を支援するため、県と市町村による検討会を設置しまして、県が総合調整役となって市町村における具体的な避難方法等の検討を進めるとともに、広域避難が必要となる市町村の避難先のマッチング等を行うこととしております。

広域避難につきましては、通常、居住する市町村の区域内で避難することが基本となる一般的な避難と異なりまして、居住する市町村内に安全な避難先がない、そういった場合において市町村の区域を超えて避難を行うということになりますので、さまざまな課題があると思います。そういったことについても市町村の支援をしっかりとしていきたいと思っております。

杉山委員　　今の説明の中で、その広域避難の計画をつくるに当たり、さまざまな課題があるというようにお話がございましたけれども、これから検討していくということの中に、さまざまな課題とは、どういったことを考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

細田防災危機管理課長　広域避難の場合、やはり避難する距離が長い、時間が長いということもありますので課題もさまざまございます。本県の場合、避難する場合、電車というよりも自家用車で避難をするという場合が想定されますので、交通渋滞ですとか渋滞により避難時間が長時間になるというようなことが課題となりますので、その広域避難を実施するタイミングですとか、住民への周知、避難場所の確保、そういったものが課題になると考えております。

杉山委員　　そういった課題等々があるわけですが、課題に対して、今度は市町村に対して広域な避難計画をつくる中で、具体的に市町村に今度は支援をしていかなければならないということになるわけですが、具体的にどういった支援をされるのかわかるのでしょうか。

細田防災危機管理課長　検討会の中で先進地の視察というものを行うこととしておりまして、そういった事例を参考に、本県の取り組み手順、そういったものを示しながら対象者の選定など、技術的な支援を行っていくこととしております。

杉山委員　　いずれにしても、洪水という、その規模にもよるのでしょうけれども、被害範囲はかなり広く、当然、市町村を超えた被害というようなことも想定をされるわけでありませう。何年か前に九州の防災関係の視察に行き、県を超えた防災のあり方というのを視察したのですが、県を超えて避難計画をつくるというのは、この次の段階だと思います。とりあえず県内でということになるわけですが、例えば富士・東部地域と国中地域というのは地形的にも違いますし、洪水の可能性も考えると大分違うだろうと思います。そういう意味では、例えば国中エリアに洪水の被害があったときに、富士・東部地域に避難するとかという広域な避難も必要になってくると思うのですが、そういったところの考え方というのはどうでしょうか。

細田防災危機管理課長　広域避難の場合、周辺の市町村も同じような状態になっていることが想定されますので、その影響を受けない場所への避難というものが重要になってきますので、広目のエリアでの避難先の確保、避難先とのマッチング、そういったものも行ってきたいと考えております。

杉山委員 　　いずれにしても、その被害、その洪水の規模、そういったところの初動の見きわめが大事だと思います。そういったところも含めて、せっかくこういう計画、県民の命を守るということになりますので、ぜひそういったもろもろの想定を考える上で、しっかりとした計画をつくっていただければと思います。

(監査委員タブレット端末整備事業費について)

臼井委員 　　監の1ページになります。監査委員タブレット端末整備事業費について少し伺いたいと思います。

　　今、タブレット端末の導入につきましては、私たち議会においても本年度から資料等に係る効率化を図るためということでタブレット端末を導入させていただいております。また、私もタブレット端末検証委員会の一員として検証作業等も行っているところでございます。監査委員について、現状どのような形で監査を行っているか、まず伺いたいと思います。

佐野監査委員事務局次長 　　監査委員の監査ですが、年間を通じて行っております定例監査がございます。これは本庁、それから出先の各機関から提出されます監査調書に基づき、監査委員が各所属長から概況の聴取を行っております。年間で260機関の監査を行っているところでございます。また、定例監査以外にも財政援助団体等の監査や決算審査などの監査も行っているところです。定例監査におきましては、全体で約3万枚という大量の紙、なかなかイメージしづらいと思いますけれども、積み上げますと3メートル弱ぐらいの高さになるのですが、こういった大量の紙の資料を用いて監査を行っているという状況でございます。

臼井委員 　　3万枚ということで、本当はかなり膨大な紙の資料が使われているということだと思います。本県以上に規模の大きい地方の公共団体も多くあると思いますけれども、他の団体におけるタブレットの監査状況、こういった電子における監査状況というのがわかればお伺いをさせていただきたいのと、導入されている団体では、どのように活用されているのかをあわせて伺いたいと思います。

佐野監査委員事務局次長 　　全国の都道府県のタブレットの導入状況でございますけれども、2月に調査を実施しております。タブレット端末などの電子化を行っている監査委員は東京都のみでございます。東京都では昨年6月から導入を開始いたしまして、紙の資料との併用ということで監査を行っているということでございます。具体的には、タブレットの中に保存をいたしました監査資料を閲覧しまして、タブレットのメモ機能でありますとか検索機能を使いまして、効率的に監査を行っているという聞いております。

臼井委員 　　監査委員がさらに効率的、効果的に監査を実施していくためには、こういった電子化というのが必要なのかなと思っておりますけれども、タブレット端末を今回導入して、今後の監査をどのように行っていくのか。また、監査を受ける側が膨大なペーパーの資

料を使っているということだと、タブレット端末を導入する意義というのが半減してしまうのではないかと思います。監査を受ける側のペーパーレス化、こういったものも今後どのように考えているのか、最後に伺いたいと思います。

佐野監査委員事務局次長 まず、今後の監査ですけれども、来年度におきましては、これまで紙で提出をしてもらっておりました監査調書などの資料を電子データで提出してもらいたいと考えております。監査委員がこのデータを参照しまして、紙と併用する形で監査を実施することといたしまして、順次ペーパーレス化に移行していきたいと考えております。

また、監査を受ける側につきましても、来年度のタブレット端末導入の検証結果を踏まえながら、ペーパーレス化についても検討してまいりたいと考えております。

(地域防災力・避難所運営強化支援事業費について)

山田 (七) 委員 防の3ページ、地域防災力・避難所運営強化支援事業費についてお伺いいたします。

まず、地域防災リーダー、防災士の2種類ありますけれども、この役割の違いと、どのような講習を受ければこの資格が得られるのかお伺いいたします。

細田防災危機管理課長 地域防災リーダーと防災士の養成ということではありますが、まず、地域防災リーダーにつきましては、自主防災組織等の役員ですとか、新任の役員の方々を対象に、各地域の県民センターごとに養成をしている研修でありまして、基本的には各自主防災組織に3名を配置するということを目標に育成をしております。

もう一つ、防災士につきましては、甲斐の国防災リーダー養成講座を本県独自の講座として行っていますが、その講座を修了した方が、民間資格である防災士を取得できるというようなことを行っております。これにつきましては、避難所に各1名が配置できるように養成をしているところであります。

山田 (七) 委員 昨今、災害というものがかなり頻繁化、大規模化していますので、こういった地域防災リーダーとか防災士の養成というのは、当然のことながら必要になってくると思います。これまで県内に地域防災リーダー、防災士の方を何名養成してきたのか、また、各地域にバランスよく防災士等が必要だと思うのですが、地域偏在があるのかどうか。また、昨今、この避難所運営は、女性の目線というか視点が重要になってくるのですが、男女の偏在、男性と女性がバランスよく養成されているのかお伺いいたします。

細田防災危機管理課長 まず、地域防災リーダーについての、これまでの養成人数であります。全体で6,044人、今年度で6,044人となっております。先に女性との偏在ですが、そのうちの女性は585人ということですので、率にしまして約1割の方が女性というような形で、男性が多くなっております。甲斐の国防災リーダーであります。今年度までに総数で578名の方を養成しております。このうち女性は64名となっており、率にして11%ということで、やはりこちらも男性が多くなっております。地域のバランスではありますが、地域防災リーダーにつきましては、県民センターごとに必要な人数を養成するということになりまして、すみません、地域ごとの人数は出てお

りませんが、県民センターごとにバランスというのは、それぞれの必要な人数というのを養成しています。甲斐の国防災リーダー、防災士のほうにつきましても、これは、市町村の防災リーダーとなる方を養成するというを前提としており、市町村からの推薦となっておりますので、これについても、すみません市町村ごとの内訳がなくて申しわけないのですが、基本的には市町村の必要な人数を養成すると考えております。

山田（七）委員 先ほどの説明で、女性がどちらとも1割程度ということで、やっぱり少し女性の方の人数というのをふやしていかなくてはならないと思うのですが、これからどのような取り組みを進めていくつもりでありますか。

細田防災危機管理課長 地域防災リーダーにつきましては、各自主防災組織ごとに、各区という理解です、自治会ごとに、また、甲斐の国防災リーダーは市町村単位でしていますので、そういった機関にも働きかけて、女性の受講を促していきたいと考えております。

山田（七）委員 当然、まずは育成して人数をふやしていくというのが重要ですが、その育成した人たちがどのようにスキルアップさせていくか。また、この後いろいろと広域というような話が出てくるわけですが、その各地域で育った防災士等を、いかに広域的に情報共有させていくのかというのがこれから重要になってくると思います。各地域の取り組みとか、さまざまな情報を防災士の方が共有して、地元に戻ってその地域だったらこういうことをやっているよということが必要になってくると思うのですが、このスキルアップとか情報共有、ネットワーク化というのにどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

細田防災危機管理課長 講座を受講しましても、それから新たな災害等で新たな教訓等がありまして、新たな知識の習得というのが重要になってきます。そういったことを踏まえまして、平成26年度から防災リーダーを対象にフォローアップ研修というものを実施しまして、最新の知識を習得、また技術の習得というものに取り組んでいただいております。さらに、県内で養成しました防災リーダー、そういった方々が横の連携ができるように、本年度からネットワーク事業というのにも取り組んでいるところであります。

山田（七）委員 いずれにしましても、本県でもいつ災害が起こるかわからない。また、今年の台風等でも実際避難しているということの中で、この防災リーダー、防災士の役割というのは非常に重要になってくると思いますので、ぜひとも育成をするだけではなくて、それからしっかりとスキルアップさせていって、地域に戻ってより実践的な活動ができるような体制づくりというものをつくっていただければありがたいのかなと思います。

(防災行政無線整備事業費について)

続きまして、防の4ページ、防災行政無線整備事業費についてお伺いいたします。設備の老朽化が進む中で、現状の機器では何が老朽化して不備なのか、また、これを整備することによってどういう効果が得られるのか、お伺いいたします。

細田防災危機管理課長 防災行政無線の更新に係る事業であります。今回更新する防災行政無線設備は平成11年度から平成13年度にかけて整備したものであります。機器メーカーの保守部品の製造期間は10年となっております。もう既に機器の整備から20年近くたちますので、部品の調達というのがかなり難しくなっている状態にあります。そのため、修繕等に支障がないようにしまして、防災行政無線が有事のときに機能するように更新をするものであります。

山田（七）委員 現状、メーカーに部品がないということで、新しく更新するということになるのですが、これから整備しようとする無線機器は、現状のメーカーなのか、また、ほかのメーカーも含めた中で選定していくのかをお伺いいたします。

細田防災危機管理課長 メーカーにつきましては、基本的には特定のメーカーでなければならないというものではありませんので、そこにつきましては、来年度、入札の中で検討していきたいと考えています。

山田（七）委員 こういった機器をしっかりと整備することによって、県内の防災に対するスキルといえますか精度が上がっていくというのは、当然重要ですがけれども、金額的にもとても大きな金額になってくると思います。そういった中で、機器の選定とか納入業者に関しましては、しっかりと透明性を持った形の中でやっていただくことをお願いして質問を終わります。

（税収見込みについて）

桜本委員 税務、財務の関係ですが、今、新型コロナウイルスの関係で、県内にも経済的な減収が、法人、あるいは個人事業者によってもかなりの影響があります。一般的にゴールデンウィークまで、あるいはオリンピック後まで続くということになってくると、7兆円だとか、過去例を見ないような減収というか、経済の停滞を及ぼすという、そういった見通しも出てくると思います。県においては、現状、2月、3月を見て、例えば前年と比較しての経済状況が変わってきているかと思うのですが、来年度の見通しというものをどんなふうに把握されているでしょうか。

今井税務課長 来年度の税収見込みということでございますけれども、来年度の税収につきましては、税率アップによる地方消費税収の増はあるものの、米中貿易摩擦等の影響による主要法人の業績落ち込みが見込まれております関係で、本年度予算と比べまして20億円ほど減少すると見込んだところでございます。御指摘のように、新型コロナウイルス感染症による宿泊業や飲食業、それから物品販売業などの対個人サービス業を初めとして、大きな影響が生じておることは承知しております。また、その影響はインバウンドだけでなく、製造業を初めとする企業活動、それから家計の消費にも影響が生じつつあり、影響が大きくなる可能性もあるというふうに認識はしております。このため、この事態がどのくらい続くのかということもございまして、こういう事態を注視していくと

ともに、主要企業の収益見通しにつきましても丁寧にフォローするなど、的確な税収見込みに努めていきたいと考えております。

桜本委員　　今やるべきことは、企業や職種の状況について情報収集を図っていくということが非常に大事だと思います。例えば、そういった各種団体等の意見聴取みたいな形で、具体的な影響の把握というのはまだできない状況ですか。

今井税務課長　　広範囲に影響が及びつつあるということは承知しております。中小企業への影響につきましては、日銀によります経済の短期観測で情報を収集しておりますけれども、必要に応じて中小企業団体へも意見を聞き取るなど対応してまいりたいと考えております。

桜本委員　　こういった事態は予算編成の中で予想はし得なかったということはわかっているのですが、この予算が通った場合、やはり県として優先的に、例えば前倒しで委託契約ができるものとか、早急に色分けをしておかなければならないと思います。例えば、前倒しできる予算としてはどういったものが各種、企業の中、あるいは消費マインドを上げていく上で大事なのかというように、今やるべきその対策というものを練っておかなければならないと思います。さっきの出納局のほうでも、緊急的に一時借入金の利息ということで2,000万円ほどの予算を用意してあるということでもありますので、まさしく今、地方ができる景気対策というものを、ある程度考えておかないとしばむ一方だと思います。そんな部分を含めて、総務部長、考え方をお聞かせください。

鈴木総務部長　　委員の御指摘のとおり、こういう事情だからこそやるべきことはしっかり歳出としてやる必要があると思います。それに事業ができるような財源というものは、しっかり考えていく必要があると思います。幾つか考えなければいけない点があると思います。まず、短期的な面で見れば、県には財政をいろいろと調整する基金がございますので、それを活用していくことになると思います。県税は大体900億円の中で、ざっくり言うと半分ぐらい財源対策に使える基金はあるところです。ただ、そうは言いましても、今回のこのコロナの関係でその基金の大数を吐き出してしまっているのかという問題もあります。その点については、恐らく山梨県は47都道府県と比較しますと、財政状況は極端に悪いわけではございませんので、もし山梨県が大変な状況になっているのであれば、多分、全国的に市町村も含めて大変な状況になっていると思いますので、これに対応する、つまり、この減収をどう補填するかという制度が恐らく国においてつくられるとは思いますが、それができたときに、山梨県がそれを使うのか使わないのか、使うとすればどれぐらい使うのかということを考えなければいけないと思います。さらに、今はこの令和2年度の予算、御審議いただいておりますけれども、影響が大きいかもしれません。令和2年度に経済のへこみが続くとなると、令和3年度税収にも影響するかもしれない。その点は、一応、理論的には地方財政計画、地方財政対策で、しっかり税の落ち込みは地方交付税で補填されることとなりますけれども、ただ、今までの歴史を見ますと、結局、景気が悪いときは国税も落ちますので、非常に交付税を削減しろという圧力も強くなってくる、そのあたりは地方としてこの10年間ぐらいは比較的幸せでした

けれども、声を上げなければいけないかもしれません。

さらに、この落ち込みにどう対応するかというわけではありませんけど、今やるべきことをしっかりやらなければいけないというお話が冒頭にございましたけれども、10年前のリーマン・ショックのときを思い出しますと、国が当時、麻生内閣でしたけれども、この大変な落ち込みを何とかするために、非常に強力な経済対策を打ったということがございます。もちろん、そういう経済対策があるかどうかというのはわかりませんが、こういう事態が生じたときには、まさに素早く対応できるように、いろいろと頭の体操をしていく必要があると思います。そういう点で、時期的に、あるいは内容的にいろいろな可能性を考えて、それで何か事が起こったときにはしっかり対応していく、そういうことが必要かと思えます。

桜本委員

真剣に考えていただいているということがよくわかりました。その中で、今、総務部長がおっしゃるように、令和2年度のは令和3年度に連動していくということの中で、まさしく今何をやるべきかということが2年にも3年にもわたってくるという、そういった流れでございますので、ぜひ、各部局横断的に予算を絞りながら、前倒しできるものは一日でも早く前倒ししていくと。そしてまた、県民の中にも公務員の方々が大勢おりますので、県職員一人一人が消費を呼び起こすというように、引きこもらないで、消費のほうを率先していただければと思います。

(防災対策費について)

防2、県の備蓄について、県では災害の発生に備えて物資等をこの中で幾らか確保しているようですが、来年度、どのようなものを備蓄するのかお答え願えますか。

細田防災危機管理課長 備蓄の関係であります。来年度、予算の中では防2ページの下にあります防災対策費の防災会議の開催等1,840万9,000円、この中に災害対策本部の業務に従事する職員用に備蓄しています食料や飲料水、これのうち、賞味期限が到来するものを更新する経費としまして167万円を計上しております。県としましては、備蓄食料の更新費というのを来年度計上しております。

現在、県で備蓄をしております機材につきましては、市町村の避難所運営に必要な機器や設備が故障や不足をするという事態も想定されますので、そういった事態に備えまして簡易トイレや非常用発電機、ブルーシートなどを防災安全センターや各合同庁舎で備蓄している状況にあります。

桜本委員

災害発生時、危機管理という面においても、他県においては県で備蓄しているようなものの中に、例えば今不足しているマスクとか、ほかにも消防のアルコール類ですか、そういったものを備蓄しているようです。今の話を聞くとそういったものは含まれていないようですが、今回のことも踏まえて、例えばアルコール類だとか消毒液だとか、あるいはマスク。今後、県としても今回の教訓等も含めてそういったものを加えていったらと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

細田防災危機管理課長 議員御指摘のとおり、災害時の避難所運営のための備蓄という観点に加えまして、今回の新型コロナウイルス感染拡大防止という危機管理状況に対処するため、マスクなどの衛生資材の確保というのは大変重要な課題だというふうに考えております。そうしたことから、こういった課題に防災部門としましても、どのように貢献できるのか、庁内関係部門と連携して、他の都道府県などの取り組みなどを研究してまいりたいと考えております。

桜本委員 県の担当として、市町村に対する把握という、そういったことも定期的にされているのでしょうか。県では、市町村の状況を把握しておくことも重要な要素となってくるのですが、県として27市町村に対する防災備蓄、防災品目、あるいはその期限というようなものを提出願う等、市町村に対してのリーダーシップはお持ちでしょうか。

細田防災危機管理課長 市町村につきましては、基礎的自治体としまして、防災・災害対応を率先して行うということで、備蓄につきましても必要な物資をそれぞれが備蓄することとしておりまして、毎年消防庁の調査等で備蓄の状況というのを把握している状況にあります。その中で、今回マスクにつきましても調査しましたところ、県内市町村では23万6,000枚のマスクを備蓄していることが判明いたしました。

桜本委員 マスクについては、そういった多くの枚数を備蓄しているということですが、県の危機管理の中において、早急に、例えばそういったものを市町村の住民に提供することによって、そういった部分を次年度分に対して補助していくという、そういった考え方はございませんか。

細田防災危機管理課長 委員から御指摘のありました市町村への補助等につきましては、また、先ほどのマスクの県の備蓄も含めまして、他県の様子も確認をしながら研究していきたいと考えます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第29号 令和2年度山梨県災害救助基金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第32号 令和2年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第33号 令和2年度山梨県県税証紙特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第34号 令和2年度山梨県集中管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第36号 令和2年度山梨県公債管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第2号 山梨県教育委員会の職務権限の特例に関する条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 3 号 山梨県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 4 号 地方独立行政法人法第十九条の二第四項の額を定める条例の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 6 号 山梨県部等設置条例中改正の件

質疑

桜本委員 条例改正の内容(4)のエネルギー局の廃止。ちょっとイメージが湧かないのですが、どんなイメージになるのですか。

石原行政経営管理課長 エネルギー局の改編につきましては、基本的な考え方としまして、エネルギー局の業務を関連性が深い森林環境部と産業労働部の業務に集約しまして、施策を効率的に推進する体制を構築するためのものがございます。具体的には、エネルギー政策のうち、エネルギー施策の総合調整ですとか、クリーンエネルギーの推進、省エネ・温暖化対策を森林環境部に移管します。また、水素エネルギー事業等につきましては、産業労働部に集約したいと考えております。特に、森林環境部につきましては、自然環境の保全と豊かな地域資源の活用との調和を図りつつ、エネルギーに関する主要施策を効率的に推進するために新たな課の設置も検討しているところでございます。

桜本委員 エネルギーの長期計画がありましたよね。その政策的なものは森林環境部のほうに入るという意味合いですか。

石原行政経営管理課長 エネルギー局で所管しております業務のほとんどを環境部分に関するもの、今、委員がおっしゃったものも含まれますけれども、そういったものは森林環境部に移管して、水素エネルギー等だけは産業労働部への移管を考えております。

望月（利）委員 （２）のスポーツ振興局を設置するという部分で、具体的なところですが、現状、オリンピック・パラリンピック推進課というものがあり、オリンピック・パラリンピックの関係が動いている。本会議で私も提言させていただいたのですが、そことの整合性はどんな形になりますでしょうか。

石原行政経営管理課長 スポーツ振興局につきましては、オリンピック・パラリンピックに関する事務を初めとしまして、競技スポーツですとか生涯スポーツ等を一元的に所管するような組織を考えております。

望月（利）委員 オリンピック・パラリンピック推進課というのが、そのまま発展的に移行していくという解釈でよろしいでしょうか。

あと、地域スポーツコミッションという部分も含めた形で、もっと広がりを持てるかもしれない、具体的なところまではまだ答弁できないかもしれませんが、そういった大きな広がりということは今後考えていくのでしょうか。

石原行政経営管理課長 今、委員がおっしゃいましたスポーツコミッション、先ほど申し上げませんでしたけれども、オリンピック・パラリンピックの関連業務はもとより、スポーツ施策の企画立案、施設の整備、スポーツコミッション、生涯スポーツ、競技スポーツなど、スポーツに関連する業務を一元的にまとめてまいりたいと考えております。

望月（利）委員 スポーツで稼げるというようなことで、しっかりとスポーツを通じて地域経済も活性化できるような形になってくればと思っております。期待しております。

石原行政経営管理課長 本県でスポーツ事業をまとめるのは今回初めてのことで、手探りになりますけれども、しっかりとスポーツ施策の推進に向けて頑張っていきたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 7 号 山梨県行政機関等の設置に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 8 号 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 9 号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 10号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 11号 職員の服務の宣誓に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第13号 山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第26号 山梨県辺地振興条例及び山梨県過疎地域振興条例廃止の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第42号 包括外部監査契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第2-3号 国に対し「消費税5%への引き下げを求める意見書」の提出を求めることについて

意見

臼井委員 請願第2-3号についてですけれども、私は継続審査すべきと思っております。昨年10月の消費税率の引き上げにつきましては、国・地方ともに財政状況が厳しい中、少子化対策や社会保障に対する安定財源を確保するために行われたものであります。日本の将来のため、少子化対策や社会保障の充実を図るためには、全国民に広く薄く負担をしていただくことが必要であると考えられますが、一方で、逆進性となる消費税がよい

のかとする意見もあります。したがって、本請願は継続審査すべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(火山防災職について)

早川委員 たしか知事の所信表明で火山専門の職員を採用するとあったと思うのですが、それは全国で初めてという例ですが、ことしの4月からということで、そもそも採用する理由について伺います。

細田防災危機管理課長 火山防災職の採用につきましてですが、採用に至る経緯というか理由でありま
すけれども、現在、富士山ハザードマップの見直しの作業を行っております。これによりまして、富士山噴火災害の影響範囲が拡大することが見込まれ、これまで以上に火山防災に対する取り組みが必要になっております。その一方で、県の防災局では、火山防災に関する専属の職員、専従職員を配置しておりますが、一般行政事務職でありますので、3年程度従事すると人事異動がありますので、火山防災に習熟した職員の育成というのが課題となっておりました。そういったことを踏まえまして、専門的な火山に関する知識があつて、火山学の研究成果などを理解している方を火山防災職として任用することとしたものであります。

早川委員 御答弁で火山学の専門的などという説明がありましたが、今、富士山科学研究所に、専門職員ですか、そういう職員がいますか。今回、こういったキャリア、例えば火山の学者とかをシフトするとか、どういうイメージなのでしょう。

細田防災危機管理課長 富士山科学研究所には火山の専門家が配置されております。それらの方は火山の研究等を行っておりますが、一方、この防災職は防災訓練の実施や、避難計画の立案という行政分野で業務に従事していただくことを考えています。

早川委員 そうすると、さまざまやるべきことがあると思うのですが、富士山火山だけなのか、ほかのこともやったほうがいいと思います。例えば、関連して道路や生活とか、もっといえば防災局専属なのかそういったことについてわかれば教えてください。

細田防災危機管理課長 火山防災職ですので、火山に関する業務というのを中心に行うこととしておりますが、それ以外にも地震ですとか風水害、そういった災害に対する避難防災訓練ですとか研修や業務にも従事して経験を積みませまして防災対策全般に精通した職員としま

して、防災局を初め、富士山科学研究所、また、県土整備部の砂防課など、防災局以外の業務にも積極的に従事させていくことと考えています。

早川委員 この職員は経験者というわけではなく、大卒みたいな新卒ですか。

細田防災危機管理課長 採用の要件としましては、大学院において火山関係の科目を専攻しまして、修士もしくは博士の課程を修了した最先端の火山研究、また火山防災に関する知識を備えた方としております。

早川委員 大学院卒といっても若い職員だと思います。これから人材育成が非常に重要で、県の火山防災を担っていくので、例えば国と連携するとか、他県と連携するとか、専門とはいえ若い職員をどのように育成していくのか。どのような方針があって採用するのか教えてください。

細田防災危機管理課長 採用後も火山に対する、最先端の知識を習得するという必要がありますので、文部科学省のほうで開催しております火山専門家を育成するための次世代火山研究者育成コンソーシアムというプログラム、そういったものにも積極的に参加させるなどして、最先端の火山防災研究の成果を体系的に学ばせることを検討しております。

また、他県との連携という部分ではありますが、本年度立ち上げました火山防災強化推進都道府県連盟を通しまして、他の都道府県と火山に関する情報の共有ですとか、人的交流などを行い、全国の火山関係のネットワークのキーパーソンとしても育成し、本県の火山防災行政の一層の進展に貢献できる人材となるよう取り組んでいきたいと考えております。

早川委員 全国初ということなので、多くの方々が非常に期待していると思います。県庁の中だけでなく、行政マンとして、ぜひ地域の住民にもしっかり生きていくような、また、観光にも生きるように、その職員を採用し、いろんな予算をつけて、本県が火山防災の先進県となるよう今回を機に取り組んでいただきたいと思います。

(職員によるSNSの情報発信について)

桐原委員 今、SNSを用いて情報発信を皆さん自由にできるようになっていると思います。既にどなたかお聞きになられたかもしれませんが、職員個人のSNS発信について、何か取り決めであったりとか、マニュアルであったりなど、そういうものについてどういうふうな形で統制をとっているのか、また、注意喚起しているのかという点についてお尋ねをいたします。

若尾情報政策課長 今の御質問は、セキュリティー対策とも関係するかと思いますが、個人がSNSを発信する際に、それが個人の情報なのか、それとも行政にかかわる情報なのかということがあると思います。行政にかかわる情報であれば情報セキュリティーポリシーということで、その保護について、職員に情報管理をしっかり徹底するように教育をしている

ところですが、それ以外の情報として、例えば誹謗中傷とかそういうことにつきましては、各個人がそれぞれの判断の中でならないようにということなのですが、今、県の中で情報セキュリティの関係で情報漏えいとか、そういうことに対しての対応としては、セキュリティポリシーということで対策を立てておまして、それについてはそれぞれ周知をして、そういうことにならないように、情報漏えいとかにならないように今対策をしているところです。なお、SNSの発信についての具体的な基準というものは、県では特に設けてはおりません。

桐原委員 情報漏えい、セキュリティに関してはわかりました。今いろんなところで、重箱の隅をつつくわけではないのですが、県の職員である、もちろん個人の発信ですからその個人の判断の中でというのは理解できるのですが、山梨県の職員が時期的にそぐわない発信をしているのではないかというような苦情や問い合わせは今までにないので、道德倫理は個人の判断でということとされているのか、もう一度お尋ねをいたします。

村松総務部次長（人事課長事務取扱） 県職員としてどのように情報発信すべきかというような御趣旨かと思われましたので、私が答弁させていただきます。基本的には県職員でありますので、公務中あるいはプライベートも含めて県民から疑念を抱かれることのないようにということで、日ごろからさまざまな通知ですとか研修等を通じて、行動等について気をつけるよう徹底しているところでございます。委員が御指摘になられましたようなSNSということに関して、特に今まで行ったことはございませんけれども、そうした一般的な呼びかけの中で職員に対しては、今お話しになった点も含めまして、しっかり徹底をしているという認識でございます。

桐原委員 今、このSNSに関して言うと、そういう取り決めはないということではありますが、これだけ情報が出回る中、私も含めて情報発信についてすごく気を使って、ただ、情報発信しないとまたそれも言われるといった部分があるので、細心の注意を払って情報を上げています。県庁は大きいですから、例えばこのコロナの、こんな時期にこういう情報発信はどうなんだというような問い合わせがあったものですから、ぜひそこについては、もちろん個人の道德倫理観というのはわかるのですが、やはりここは何か起きてからでは遅いと思いますので、その危機管理に関してもぜひ規則というか、そういうものを設けていただきたいというふうに思いますが、これについて最後の質問です。

鈴木総務部長 人事課長からもございましたけれども、まさに発信の手段というのはSNSだけではなくていろいろな手段があると思います。その中でまさに県職員としてあるべき発信、問題のある発信がいろいろあると思いますが、それは必ずしもSNSだけの問題ではないと思います。その中で、仮に、SNSでそのような問題が頻発しているようなことがあれば、頻発までいなくても、それはしっかり規則等を設けなければいけないかもしれません。ただ、SNSに限りませんけれども、そのような問題のある発信をする県職員が、日ごろのまさに研修の効果もあって、今のところ見受けられないと思っています。ただ、もちろん先ほど人事課長が申し上げたように、そういうことはよく意識しなけれ

ばいけないので、引き続きそういう形で取り組んでいきたいと思っております。

(地下水に着目した法定外税の導入について)

桜本委員 地下水に着目した法定外税について税務課にお尋ねいたします。議会のほうでも提言をいたしました。2月20日に第3回の検討会が開催されましたが、いかなる検討がなされたのでしょうか。

今井税務課長 御質問にありましたように、2月20日に第3回の地方税制検討会が開催されたところでございますけれども、第2回までの会議を踏まえまして検討項目を設定した上で、それについて各委員から意見をいただいたところでございます。具体的な項目としましては、第1番目としまして、税金を支払える能力、担税力と言っておりますけれども、担税力や独自性、地域性といった課税の根拠、2番目としまして生産物や付加価値がどの程度県外へ流出、あるいは移出しているのかといった地域施策としての考察、3番目として具体的な制度設計を行う上で重要な項目であります課税の対象、課税標準及び納税義務者等について御意見をいただいたところです。そのほか、県内経済への影響や法定外税以外の代替手段といった項目についても意見を出していただいたところでございます。

桜本委員 議会でも地下水を県内で採取したものを県外に持ち出すというようなことについて想定をいたしました。例えば、一番近いところで税の設計については、まずはこの採取した量がデータとして必要になってくると思うのですが、県内の採取量は業種別どのような捉え方をしているのでしょうか。

今井税務課長 県内の地下水採取量についてでございますけれども、大気水質保全課のほうに、地下水保全条例に基づきまして、地下水を揚水するポンプの吐き出し口の面積が50平方センチメートルを超える揚水設備を設置する大規模採取者から採水量が報告されております。大気水質保全課にあるデータは、その業者の採水量だけでございますので、このデータをいただきまして、税務課のほうで事業者名から産業標準分類によりまして分類したところでございます。これによりまして、平成29年度の実績では、採水量の多い順に、1番目としまして市町村の水道事業者が多くを占める、電気・ガス・熱供給・水道業、これが18件、大体4,000万立方メートル。2番目としまして製造業になりますけれども、86件で約2,000万立方メートル。3番目としまして公設試験機関が含まれます学術研究・専門技術サービス業といった分類になりますけれども、これが3件、約557万立方メートルとなっております。この3業種で採水量全体の9割を占めております。また、製造業の内訳としましては、多い順に、1番目が飲料製造業26件、800万立方メートル、2番目が電子部品・デバイス・電子回路製造業で18件、290万立方メートル、3番目が食料品製造業で12件、216万立方メートルとなっております。

桜本委員 今、説明受けた中で、とりわけ製造業が86件で2,000万立方メートルというこ

とで、これだけの量が県外に持ち運びされて、企業の利益になっているということで、課税の体系の論点についていろいろな専門家にも考え方があろうと思うのですが、どんな意見が出ていたか、もう少し詳細に説明していただけますか。

今井税務課長 課税の対象について詳細な説明をということでございますけれども、2月の会議では、課税の対象につきましては、事業用、あるいは営利を目的とした行為等について課税の対象としていくという共通認識に立っていただいたと思っております。その上で、課税対象につきましては、今回の会議では地下水の採取行為と県外への移出行為を対象とした2つの方法についていろいろな意見が出されたところでございます。

具体的に申し上げますと、採水行為につきましては、薄く広くという言い方をされていた委員もおりますけれども、対象業種を初めから限定することはせず、検討対象の間口を広くして今後の検討を進めるという意見が多かったと思っております。また、採水行為については、何らかの課税控除、免税点を設けるといったことや、あるいは対象業種を限定していくことについては、今後の議論、検討で整理されていくものと思っております。また、県外への移出行為につきましては、自己申告で大丈夫という意見や、県外流出量の把握が難しいのではないかというような意見もございました。

桜本委員 今、薄く広くという議論もあったということをお聞きしました。我々県民感情としては、地下水、これは県内の物を県外に出荷するというところでいろいろ議論があると思えます。製造業の中でもやめようとか、あるいは本社が県内にあるとか、いろいろな意味も、考え方もあるかとは思いますが。ただ、その中で忘れてならないのは、我々の地域の水が県外に、あるいは世界に売られていくということで、我々県民の、あるいは山梨県としての自主財源の確保というものに結びつけて、どのようにしていくかということが肝心かなめな議論だと思います。今までの議論で大分県民の声を聞いていただけたような形で、検討委員からも意見が出ているようにお見受けいたしました。今後も検討が続いていくわけですが、今後の検討会の予定、あるいは次の論点はどのようなものになるでしょうか。

今井税務課長 今後の予定ということでございますけれども、次回の会議は5月を予定しております。課税対象等について検討を深めていきたいと考えております。また、産業界や市町村等からの意見の聞き取りにつきましても、時期は会長と御相談ということになっておりますけれども、実施を予定しております。こうした意見聞き取りを行った上で、この12月をめどに報告書をまとめて提出していただくことを予定しております。

(技術系職員の確保について)

桜本委員 最後に、人事についてですが、技術系の職員の確保について、本議会でも話題になりました引きこもりの問題、千葉県等において児童虐待で児童福祉士が大量にやめてしまったこと、自然災害の頻発、激甚化、気候変動、土木や林業のそういった環境の中で、今までとは違った公務員の技術的な職員が必要になってくるということで、近年、技術職もさま変わりしてきていると思えます。その点につきまして、採用においてはどんな

点に力点を置いているのでしょうか。

村松総務部次長(人事課長事務取扱) 技術系職員の採用・確保についてという御質問でございますが、本県では技術系の職種につきましては、おおむね20程度の職種がございます。全国的には今、委員がおっしゃったようなこともございまして、それに加えて人口減少というようなこともございまして、なかなか確保が難しい状況にあるということでございます。ただし、本県につきましては、今、御指摘がありました福祉専門職を含めまして、おおむね予定数を確保できているという状況でございますが、具体的な取り組みといたしますと、やはり県内に人材を養成できる大学等があるもの、例えば土木職とか、今、御指摘のありました児童福祉士等を含みます福祉専門職、これにつきましては、各部局が大学等を訪問いたしまして募集活動を行っているということでございます。それ以外の職種につきましては、県庁にそれぞれの職種の方がおりますので、それぞれの出身大学等を訪問いたしまして、ゼミの教授や学生に働きかけを行っているというようなことでございます。

また、特に採用、確保が困難な職種といたしまして獣医師や言語聴覚士といった職種があるわけでございますが、こういった職種につきましては、一回の募集で必要数が確保できない場合には、年度内に複数回試験をいたしまして、できる限り確保できるように努めているという状況でございます。

桜本委員 県民の福祉を考える上で、やはり近年、非常にこの社会問題というものが大きく変わってきております。そういったところに敏感になりながら、ぜひ技術職の確保というものに留意していただければと思います。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・本委員会が1月22日及び2月13日に実施した閉会中の継続審査案件に係る県内調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

総務委員長 乙黒 泰樹